

西宮市老人いこいの家管理運営要綱

(設置)

第1条 老人に健全な娯楽および休息の場を提供し、老人の心身の健康の増進に寄与するため老人いこいの家（以下「施設」という。）を設置する。

2 施設の名称及び位置は別表のとおりとする。

(管理)

第2条 施設の管理は、施設の提供者又は施設の管理運営委員会等に委託することができる。

2 施設に管理者及び世話人を置くことができる。

(設置基準)

第3条 建物等の設備の基準は原則として次のとおりとする。

- (1) いこいの場に専用できる居室が1階にあって広さが12畳以上で通風、採光の良好なこと。
- (2) 湯わかし場及び便所は家族の使用するものとは別であること。
- (3) 利用者が気がねなく出入りできること。
- (4) なるべく交通等の安全が保たれる場所にあること。
- (5) 電話（呼び出し電話でも可）があること。

(利用者)

第4条 施設を利用できるものは、本市に住所を有するおおむね60歳以上の者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(使用料)

第5条 使用料は徴収しない。

(休日及び使用時間)

第6条 施設の休日及び使用時間は次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、変更することができる。

- (1) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日、30日、31日及び1月2日から3日までとする。
- (2) 使用時間 午前9時から午後5時までとする。

(使用の禁止)

第7条 施設を使用しようとする者が次の各号に該当する場合は使用を禁止し、または退去を命ずることができる。

- (1) 施設の秩序又は風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 建物及び付属物その他調度品を破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理者の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(管理者の資格及び業務)

第8条 管理者の資格は次の各号に該当する者とする。

- (1) 心身ともに健康であること。
- (2) 収入を主目的とすることなく老人の福祉に対して理解と熱意がある者。

2 管理者は、次の各号の業務を行う。

- (1) 施設を常に健全かつ明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するよう努めること。
- (2) 設備ならびに備品類の維持管理については特に留意すること。
- (3) 消火設備の整備など安全管理に努めること。
- (4) 管理運営にかかる関係帳簿を整備すること。
- (5) 担当職員の指示に従うこと。

(世話人の資格及び業務)

第9条 世話人の資格は次の各号に該当する者とする。

- (1) 心身ともに健康で老人に対して親切であること。
- (2) 欠勤する場合は代替の人が得られること。

2 世話人は、次の各号の業務を行う。

- (1) 利用者に親切に対応し、明朗な雰囲気を保つよう努めること。
- (2) 湯茶の接待、清掃を行うこと。
- (3) 利用者のための準備および戸締りを行うこと。
- (4) 担当職員の指示に従うこと。

(施設に対する費用)

第10条 施設の管理者に対し別に定める市長との管理委託契約に基づき予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

2 施設の世話人に対し前項の管理委託契約に基づき予算の範囲内で委託料を支払うものとする。ただし、出勤日の状態により日割り計算をすることができる。

3 施設の運営に必要な備品の設置及びその他運営の諸経費は予算の範囲内でこれをまかなう。

付 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
(老人いこいの家管理運営要綱の廃止)
- 2 昭和45年6月1日施行の老人いこいの家管理運営要綱は、これを廃止する。
(鳴尾北老人いこいの家の設置及び運営要綱の廃止)
- 3 昭和58年12月1日施行の鳴尾北老人いこいの家の設置及び運営要綱は、これを廃止する。
(高須老人いこいの家の設置運営要綱の廃止)
- 4 昭和63年5月1日施行の高須老人いこいの家設置運営要綱は、これを廃止する。

付 則 (平成2年4月1日改正)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年5月1日改正)

この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

付 則 (平成2年11月13日改正)

この要綱は、平成2年11月13日から施行する。

付 則 (平成7年4月1日改正)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年7月1日改正)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年4月1日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月1日改正)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

付 則 (平成30年4月1日改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年4月1日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

施設の名称	所在地
東鳴尾	西宮市東鳴尾町2丁目14番13号 皇太神社内
小松西町	西宮市小松西町2丁目3番6号 小松西町自治会館内
北口	西宮市高松町20番20号 市民交流センター内
浜甲子園団地	西宮市枝川町9番3号
今津二葉	西宮市今津二葉町4番49号
越木岩	西宮市樋之池町5番29号 越木岩公民館内
山口	西宮市山口町下山口4丁目1番8号 山口センター内
泉町	西宮市泉町1番1号 泉町自治会館内
鳴尾北	西宮市学文殿町2丁目4番29号
門戸	西宮市下大市東町33番4号
生瀬	西宮市生瀬町2丁目25番1号 生瀬皇太神社内
高須	西宮市高須町1丁目1番7号 7号棟集会室内
千鳥ヶ浜	西宮市高須町1丁目4番20号
塩瀬	西宮市塩瀬町名塩新町1番地 塩瀬センター内
高須2丁目	西宮市高須町2丁目1番19号 19号棟集会室内
越水	西宮市桜谷町7番16号 越水自治会館内
夙川	西宮市若松町5番1号
津門	西宮市津門綾羽町2番31号
仁川	西宮市仁川五ヶ山町3番31号 五ヶ山会館内
北六甲台	西宮市北六甲台5丁目29番12号
東山台	西宮市東山台1丁目106番2 ナシオンホール内
津門西口	西宮市津門西口5番9号